

「障害福祉ガイド」への広告掲載事業者募集要項

保健福祉局障害福祉企画課が発行する冊子「障害福祉ガイド」に広告を掲載する事業者の募集に参加される広告代理店（以下「広告代理店」という）は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集媒体

「障害福祉ガイド」

詳細は「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす広告代理店に限り応募することができます。

- （１）本市の物品等有資格者名簿の登録業者であること。
- （２）北九州市税の滞納がないこと。
- （３）暴力団又はその他暴力団の構成員でないこと、また暴力団関係者として入札等除外措置を受けていないこと。
- （４）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- （５）本市が実施した設置事業者の公募において、価格提案後若しくは使用許可後、正当な理由なく辞退し、若しくは使用許可を取り消され又は虚偽の申告を行ってから２年を経過しない者でないこと。

※上記失格事由への該当の有無について関係する官公署に照会を行うことがあります。その場合は照会のために必要な情報をあらためて提出していただく場合があります。

3 広告の掲載条件等

（１）掲載条件等

ア 広告掲載の対象について

別紙「印刷物広告媒体資料（広告掲載仕様書）」のとおり。

イ 広告掲載料

提出された見積書のうち、最高価格を提示した広告代理店を実施予定事業者として決定します。

※広告掲載料については、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに全額を納入してください。

ウ 広告掲載等に係る経費

広告物の作成、納入、その他一切の経費について、広告代理店の負担とします。

（２）事業実施条件等

ア 「北九州市広告掲載要綱」、「北九州市広告掲載基準」を遵守してください。

イ 広告主は、本冊子の配布先を鑑み、「北九州市内に事務所を開設している法人」

とします。

- ウ 広告代理店の希望により、広告枠の分割や統合は可能とします。
- エ 第三者に事業実施の権利を譲渡又は転貸することはできません。
- オ 広告内容等、事業実施に関する全ての行為については、市と協議してください。
- カ 広告掲載に当たり、著作権、特許権、実用新案権、意匠権その他法令に基づき、保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を事業者が負うものとします。

(3) 冊子「障害福祉ガイド」の使用に関する責任等

- ア 冊子「障害福祉ガイド」の広告に関し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、事業者は全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとします。
- イ 冊子「障害福祉ガイド」の使用途中、広告代理店又は広告主の責めに帰すべき理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、市の判断により使用の全部又は一部を中止することがあります。

(4) 協議

その他定めのない事項については、市と広告代理店が協議して決定します。

4 応募申込手続

(1) 申込受付期間

令和7年6月16日（月）～令和7年6月30日（月）

(2) 申込方法

申込受付期間内に必要書類を添え、以下のいずれかの方法にて提出してください。

ア 持参

保健福祉局障害福祉企画課（本庁舎8階北側）へ持参

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分までとし、土曜日・日曜日の受付は行いません。

イ 電子メール

保健福祉局障害福祉企画課代表アドレスへ電子メールにて提出

アドレス：ho-shougaikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

※土曜日・日曜日の提出も可。

(3) 必要書類

- ア 価格提案書
- イ 見積書
- ウ 市税に係る納税証明（市税に滞納がないことの証明）

5 質疑書の提出及び回答

(1) 受付期間

令和7年6月16日（月）～令和7年6月23日（月）

(2) 申込方法

受付期間内に以下のいずれかの方法にて質疑書（所定様式）を提出してください。

ア 持参

保健福祉局障害福祉企画課（本庁舎 8 階北側）へ持参

※受付時間は平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までとし、土曜日・日曜日の受付は行いません。

イ 電子メール

保健福祉局障害福祉企画課代表アドレスへ電子メールにて提出

アドレス：ho-shougaikikaku@city.kitakyushu.lg.jp

※土曜日・日曜日の提出も可。

ウ FAX

保健福祉局障害福祉部 FAX にて提出

FAX：093-582-2425

(4) 質疑書への回答日

令和 7 年 6 月 25 日（水）

(5) 回答方法

回答日に、本市ホームページの「広告事業者の募集」のページに掲載します。

6 応募内容の審査

(1) 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は、無効とします。

ア 応募資格がない者からの見積書。

イ 申込受付期間外に到着した見積書。

ウ 見積内容又は広告代理店名その他主要部分が識別し難いもの。

エ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等によるもの。

オ その他応募に関する条件に違反したもの。

(2) 実施予定事業者の決定

提出された見積書のうち、最高金額を提示した広告代理店を実施予定事業者とします。

(3) くじによる実施予定事業者の決定

最高金額を提示した事業者が 2 以上あった場合は、くじにより実施予定事業者を決定します。

(4) 応募者のみなし無効

実施予定事業者決定までに、応募者が暴力団等関係者との関わりによって入札等除外措置を受けたときは、応募資格を有しない者のした申込みとみなし、無効とします。

(5) 審査結果の公表

結果は応募者全員に通知します。

7 実施予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、実施予定事業者としての決定を取り消します。

(1) 本市が定める募集要件に該当しなくなった場合。

(2) その他実施予定事業者が本件事業実施の相手方として不適当と認められる場合。

8 その他

- (1) 事業者決定の手続きに関する一切の費用については、実施予定事業者の負担となります。
- (2) 見積書及び質疑内容については、情報公開条例に基づき公開される場合があります。

募集に関する問い合わせ先

北九州市保健福祉局障害福祉企画課（担当：西原、高鍋）
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号
電話：093-582-2453

広告事業全般に関する問い合わせ先

北九州市財政・変革局市政変革推進室（担当：柳井、山田）
所在地：北九州市小倉北区城内1番1号
電話：093-582-2160